

【中級公認ヘルスカウンセラー】

能力要件

身体化、精神化、行動化している悪性ストレスへの気づきを促し、それを解消する本来のあるがままの自己の生き方を支援する技能を持つものとして、ヘルスカウンセリング学会資格審査機構で認定され、かつ学会員として登録されているもの。

中級公認ヘルスカウンセラー資格審査のために提出する書類

1. 気質コーチング法に関する音声記録（気質検定上級認定〔SDSにて認定登録 3,000 円〕で置き換えることが出来る）
2. SAT 動機づけ法（2020 年の中級・上級コーチング法）に関する音声記録（ヘルスアセスメント表における療法前後の変化の記録要）
3. SAT イメージ療法に関する音声記録及びシート記録
 - 情緒安定化療法（情緒安定化療法の科学的説明を含む）
 - 代理顔表象化完了法（きょうだい、子ども、親や祖父母の親族、祖先のいずれかの代理顔表象化を完了した記録）
 - 簡略版あるがまま法
 - 情動認知行動療法

評価シートの提出

中級公認ヘルスカウンセラーの認定基準による評価シートの提出

資格の登録

1. 学会資格取得研修（SAT カウンセラー・セラピスト研修）の問題解決、自己成長、行動変容、資格チャレンジの各コースを受講してください。
2. セミナーの第 1 日目終了後（原則として）に学科試験がありますので、当日試験料 2,000 円（税込）を添えてお申し込みください。中級公認ヘルスカウンセラーについては、学科試験に合格することが前提となります。
3. セミナー修了のほか、気質検定上級認定されるとともに、クライアント役に気質コーチング（気質検定上級認定〔SDSにて認定登録 3,000 円〕で置き換えることが出来る）・SAT 動機づけ法（2019 年の中級・上級ヘルスコaching法）・SAT イメージ療法を行い、
 - ① その音声記録
 - ② その所定シートに記述した判読できる記録紙（中級用ヘルスカウンセラー資格審査提出用記録紙）
 - ③ 自己審査結果を記入した中級公認ヘルスカウンセラーの認定基準による評価シート
 - ④ 資格審査料（音声記録審査含む）7,000 円（税込）の振込み（2021 年 1 月 1 日以降）※を添えて提出（学会事務局に郵送）し、審査機構の審査を受けてください。
4. 審査項目（評価シート）の該当する箇所すべてに、「集中すれば出来る（習熟要）」以上の評価を得られれば、初級公認ヘルスカウンセラー合格、また「自動的に出来る」の評価を得られれば中級公認ヘルスカウンセラー合格となります。
5. 審査終了後、（合格者の場合）審査結果と公認登録申請に必要な書類が学会事務局から返送されますので、合格となった学会員※は
 - ① SAT カウンセラー・セラピスト研修各コースの修了証のコピー
 - ② ヘルスカウンセラー学科試験の中級以上の合格証のコピー（但し、初級公認ヘルスカウンセラーの資格申請は、ヘルスカウンセラー学科試験の初級以上の合格証のコピー）
 - ③ 初級は初級公認ヘルスカウンセラー資格申請書、中級は中級公認ヘルスカウンセラー資格申請書を学会事務局に提出し
 - ④ 資格公認登録料（5,000 円（税込）、予備審査制をご利用の方は、資格審査料の差額 2,000 円を合わせて）をお振り込みください。
 - ⑤ 気質コーチング法を気質検定上級に置き換えた場合は、気質検定上級合格証のコピー後日、合格通知された初級公認ヘルスカウンセラーの証書、中級公認ヘルスカウンセラーの証書が送付されます。

※ 音声記録及びシート記録審査の予備審査制（5,000 円（税込））もありますので、ご利用ください。

【振込先】

みずほ銀行口座へお振込みの場合

・みずほ銀行、本八幡（トヨタ）支店、普通、1366762、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合

・ゆうちょ銀行、記号 001003 番号 601936、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

〈お願い〉 * ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合、入金確認に 5 日程かかります。お急ぎの場合は、振込を証明する資料のコピーを同封するか、又は、みずほ銀行口座にお振込みください。* 個人名でのお振込みをお願いします。

※※ 資格認定には、NPO 法人ヘルスカウンセリング学会の会員であることが必要です。入会登録申請をされる方は学会事務局にご連絡ください。なお学会入会申込みにつきましては「入会手続き」をご覧ください。

資格の更新

1. 学会ホームページに掲載されている資格者リスト（現在一時掲載を中止しています）に記載されている3年後の更新時期をチェックし、時期がきたら下記の更新手続きをお願いします。また更新2ヶ月前になると学会事務局から「更新のお知らせ」が届く予定です。
2. 同封された「資格更新申請書」を記載の上、事務局にご返送ください。
3. 資格更新には、資格取得後または前回更新後から3年間に、
 - ①3単位以上の研修（講師会研修を含めセミナー研修参加は1回につき1単位、本学会大会参加は1回につき1単位に相応）が必要です。
 - ②中級公認ヘルスカウンセラー資格の技能を持続して所有していることを示していただくため、該当資格能力相当の実践事例報告が必要です。資格取得に必要なシート記録の内容を実施し、その記録紙の提出が必要となります。対象のクライアントに使用目的を説明し、承諾書をもらったうえで1事例の臨床記録報告に該当するものを提出していただくか、もしくは研修において資格取得に必要なシート記録の内容を実施し、その記録紙を提出するか、いずれかを選択してください。本学会は、公認ヘルスカウンセラー資格の審査のためのシート記録紙を用意していますので、会員の方はパスワードを入れ、学会ホームページからダウンロードして活用してください。
 - ③有資格者として常にレベルアップを考え、特に最新の知識を得るためにリフレッシュのための研修参加を要します。
4. 3の①～③の条件が満たされない場合は、自己成長あるいは行動変容あるいは資格チャレンジコースのセミナーを受講し、課題（資格能力相当の演習事例報告の記録紙）を提出することによって再審査され資格更新が認められることになります。
5. 申請書が認められましたら、事務局より登録のご案内が届きます。更新料金 2,000 円（税込）を振り込まれますと証明書が届きます。

（留意事項）

中級公認ヘルスカウンセラー資格を更新することにより、公認傾聴支援士、公認行動変容支援士、公認健康行動変容支援士、初級公認ヘルスカウンセラー資格を持っている場合、それらは自動的に資格更新されます。但し、本学会公認ソーシャルスキルトレーナーというトレーナー系や本学会公認グループカウンセラー・グループヘルスカウンセラーというグループアプローチ系の資格は含まれません。

■ 関連資料

中級公認ヘルスカウンセラー資料一式

〔PDF 版〕を〔学会員専用〕ページよりダウンロードできます。

（2008年8月制定、2021年1月1日改訂）
ヘルスカウンセリング学会資格審査機構